

第 33 号議案

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例の件

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例

神戸市駐車場条例（昭和42年 3 月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）				
名称	駐車料金		1日当たり の上限額	自動二輪車 (1日1 回)	名称	駐車料金		1日当たり の上限額	自動二輪車 (1日1 回)
	区分	駐車料金の単位と なる時間及び金額				区分	駐車料金の単位と なる時間及び金額		
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
神戸市舞子駅前駐車場		[略]	2,000円	[略]	神戸市舞子駅前駐車場		[略]	810円	[略]
備考 [略]					備考 [略]				

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

新たに生じた課題に対応し、円滑な道路交通を確保するに当たり、条例を改正する必要があるため。